

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

海外での早期権利取得を支援する特許審査の運用  
に関する調査研究報告書

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## 【台湾】

### (1) 利用可能な PPH の種類

台湾はグローバル PPH に未参加である。JPO の成果物を利用して、以下の PPH を申請することができる。

- ・通常型 PPH
- ・ PPH MOTTAINAI

### (2) PPH の申請要件<sup>46</sup>

- (i) PPH を申請する台湾出願及び対応する日本出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一であること。例えば、PPH を申請する台湾出願は、以下の条件のうち一つを満足しなければならない。
- (A) 日本出願に基づいて台湾専利法第 28 条に基づく有効な優先権を主張している出願であること。
  - (B) 優先権主張を伴わない PCT 出願に基づいて台湾特許法第 28 条に基づく有効な優先権を主張している出願であること。
  - (C) 日本出願に基づいて正当な日本国内法に基づく優先権主張の基礎となっている出願であること。
  - (D) 日本出願と同一の優先権基礎出願を有する出願である当該出願が複数の日本出願若しくは PCT 出願を優先権の基礎とするもの、又は当該出願が分割出願であっても、出願日が原出願に遡及し原出願が上記の (A) 若しくは (B) に該当するものであること。
- (i i) 対応する日本出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
- (i i i) PPH に基づく加速審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- (i v) 当該出願について実体審査の開始の通知を受けており台湾經濟部智慧財産局 (TIPO) が最初の審査報告書を出していないこと。

### (3) 申請書類<sup>47</sup>

- (i) 対応する日本出願に対して JPO から出されたすべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文。
- (i i) 対応する日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその

<sup>46</sup> 特許庁「台湾經濟部智慧財産局 (TIPO) と日本国特許庁 (JPO) との間の特許審査ハイウェイ試行プログラムに関する台湾經濟部智慧財産局への申請手続 (仮訳)」

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/pdf/japan\\_taiwan\\_highway/tipo\\_moushide\\_ja.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_taiwan_highway/tipo_moushide_ja.pdf) (最終アクセス日: 2015 年 3 月 9 日)

<sup>47</sup> 前掲注 46 参照

翻訳文。

( i i i ) JPO の審査官が引用した引用文献の写し。

( i v ) 当該台湾出願の請求項が、対応する日本出願で特許可能と判断された請求項と十分に対応していることを示す請求項対応表。

#### (4) PPH 申請・申請後の取扱い<sup>48</sup>

出願人は TIPO における PPH 申請様式を提出する。要件が満たされていれば、TIPO は加速審査を行う。PPH 申請が適格でない場合は、出願人はその結果通知を受け、申請を完全にするための機会が与えられる。完全でない場合、出願人は通知を受け、出願は通常の順番におかれる。

PPH 申請中又は申請後に補正を行う際、出願人は「PPH 試行プログラムに基づく補正申請書」を使用しなくてはならない。他の関連書類も、TIPO からの迅速かつ的確な処理を受けるために PPH 申請との関連について明示しなければならない。

台湾出願が申請時に公開されていない場合は、出願人は台湾専利法第 37 条第 2 段落に従い早期公開を申請しなければならない。

#### (5) PPH の利用件数

JPO の成果物を利用して台湾に申請された PPH の申請件数は、2014 年 6 月末時点において、通常型 PPH で累計 949 件である<sup>49</sup>。

#### (6) 統計情報

台湾で PPH を利用した案件の特許率 (%)、拒絶理由なしでの特許率 (%)、PPH 申請からファーストアクションまでの平均期間 (月)、PPH 申請から査定までの平均期間 (月) 及びオフィスアクションの平均発行回数 (回) 結果を表 III-3-TW-1 に示す。いずれも、全案件 (PPH を利用した案件及び利用していない案件) における平均に比べて、高い特許率、短期の審査期間及び少ないオフィスアクション数であることが示されている。

<sup>48</sup> 前掲注 46 参照

<sup>49</sup> JPO 「PPH Portal Site」 <http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/statistics.htm> (最終アクセス日：2015 年 3 月 9 日)

表 III-3-TW-1 台湾における PPH の統計情報<sup>50</sup>

	PPH を利用した案件		全案件
	通常型 PPH	PCT-PPH	
特許率 (%)	95	-	63
拒絶理由なしでの特許率 (%)	40	-	7.7
PPH 申請からファーストアクション までの平均期間 (月)	2.00	-	26.4
PPH 申請から査定までの平均期間 (月)	4.73	-	35.4
オフィスアクションの平均発行回数 (回)	0.62	-	1.00

## (7) 国内ユーザーの PPH の利用について

### (i) PPH の利用目的

国内ユーザーへ行ったアンケートによれば、台湾で PPH を利用する理由で最も多かったのは、回答者 30 者中 20 者 (約 67%) が選択した「早期審査をしたかったから。」であった。次点で 17 者 (約 57%) が選択した「拒絶対応費用の削減をしたかったから。」であった。「特許率を向上させたかったから」は 10 者 (約 33%) が選択した (図 III-3-TW-1)。

この順番の傾向は、国内ユーザーが PPH で感じているメリット (図 III-2-4 参照) と同様であり、PPH のメリットと台湾で PPH を利用する目的とは対応しているといえる。

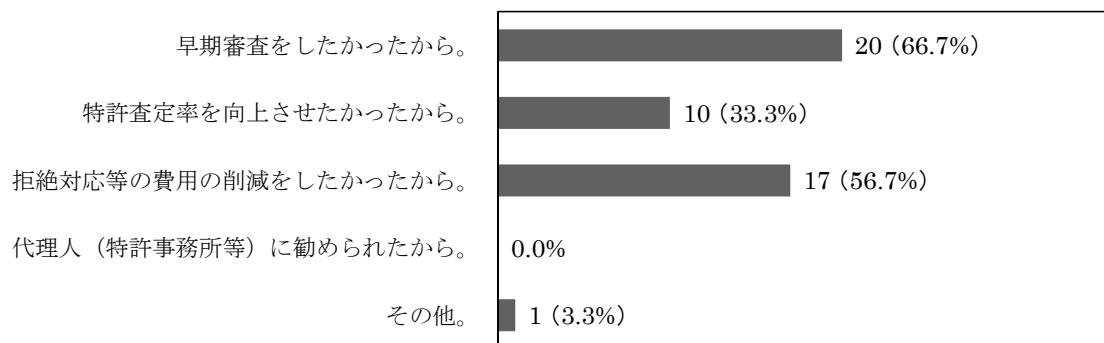


図 III-3-TW-1 台湾で PPH を利用する目的 (N=30、無回答=191)

### (i i) PPH の利用に伴う新たな負担

台湾で PPH の申請をする場合、通常の場合 (PPH を利用しない場合) と比べて新たに負担となる点は何かを調査したところ、回答者 15 者中 7 者 (約 48%) が「代理人への指示」を選択した。「申請要件の確認」や「申請書類の作成」を選択したのは 5 者 (約 33%) であり、「案件の管理」を選択したのは 3 者 (20%) であった (図 III-3-TW-2)。

<sup>50</sup> 前掲注 49 参照

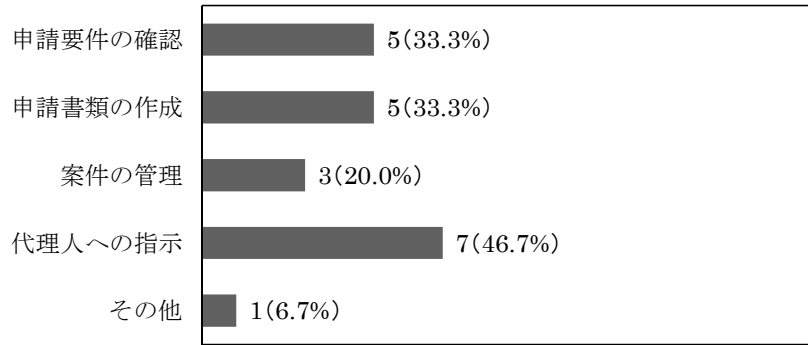


図 III-3-TW-2 台湾で PPH を利用した際に新たに発生する負担 (N=15、無回答=206)

また、案件の管理の負担について詳細を質問したところ、次の意見が挙げられた。

- ・申請時期及び補正可能な時期が限られるため、PPH の利用可能性がある場合には常にステータスを監視しておく必要がある。(機械製造業)

### ( i i i ) PPH の利用で困った事例

台湾で PPH を利用した際の困った事例について調査した。

最も多くの回答者が選択したのは、回答者 18 者中 4 者 (約 22%) が選択した「PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた／しているように感じた。」であり、続いて 3 者 (約 17%) が選択した「オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。」であった (図 III-3-TW-3)。回答者 12 者 (約 67%) は「特に困ったことはない。」を選択したのが特徴的である。

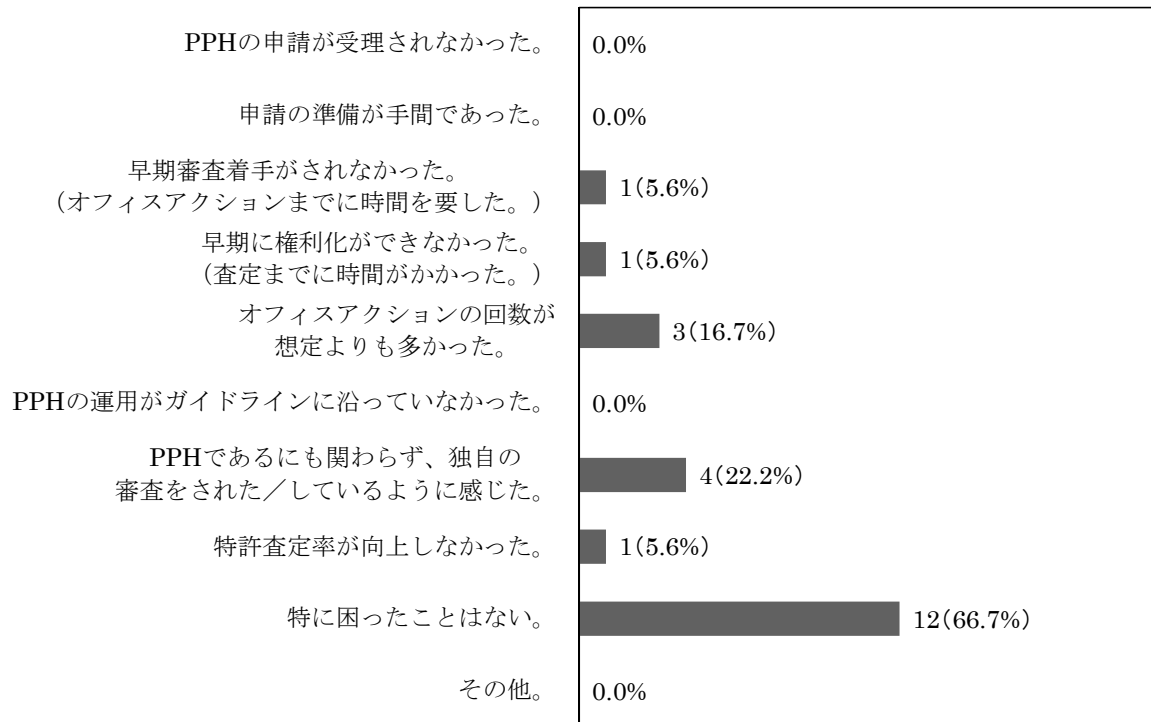


図 III-3-TW-3 台湾で PPH を利用した際に困った事例 (N=18、無回答=203)

PPH の利用に際して、具体的な困った事例を質問した。

■ PPH の申請が不受理となったケース

- ・審査が開始されていることを理由に不受理となったケースがある。(石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業)

■ ファーストアクションまでの期間が長期化したケース

- ・同日に審査請求をした複数の出願のうち、PPH 申請をした案件よりも、しなかった案件の方が先に審査結果が出た。(機械製造業)

■ その他

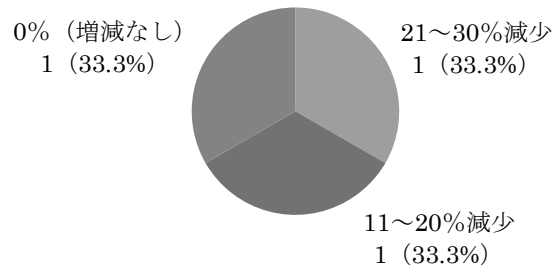
- ・審査官が研修で不在であったため、戻ってもらって面接審査していただいた。早期の案件であれば他の人に変わるなどの対応を考えて頂きたい。(繊維・パルプ・紙製造業)
- ・PCT 非加盟であることから PCT-PPH が選択できない。(石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業)

**(iv) PPHの費用対効果**

PPHの申請でどの程度費用対効果があったのか調査をした。

回答者1者が21～30%減少、1者が11～20%減少、1者が0%（増減なし）と回答した（図III-3-TW-4）。

この結果から、台湾ではPPHの利用によって費用（コスト）が安くなる可能性が示唆される。



図III-3-TW-4 台湾でPPHを利用した場合、通常の案件と比べてどの程度、権利化費用（コスト）に変化があるか（N=3、無回答=218）

また、表III-3-TW-2に、権利化費用（コスト）の変化の内訳を記す。PPHを利用することで、通常の案件と比べ、どの程度各費用に変化があったのかを示している。

この結果から、現地代理人費用や国内代理人費用、社内人件費が減少すると考えている回答者が多く、社内管理費は変化がないと考えている回答者が多いことがわかる。

表III-3-TW-2 通常の案件と比べた場合の権利化費用（コスト）の変化（なお、空欄は該当する回答がなかったことを表す）

	現地代理人費用		国内代理人費用		社内人件費		社内管理費		その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
31%以上減少										
21～30%減少	3	75.0%	1	25.0%	1	33.3%				
11～20%減少										
1～10%減少			2	50.0%						
0%（増減なし）	1	25.0%	1	25.0%	2	66.7%	2	100%	2	100%
1～10%増加										
11%以上増加										

### (v) 国内ユーザーによる統計情報

ファーストアクションまでの期間、査定までの期間、オフィスアクションの回数、特許率の平均値について調査した。PPH ポータルサイトには統計情報があるが、本調査研究においては、国内ユーザーに対して行ったアンケート調査の結果を述べる。

ファーストアクションまでの期間について、「1 か月以内」を選択したのが回答者 13 者中 4 者（約 31%）、「2～3 か月」を選択したのが 7 者（約 54%）、「4～5 か月」を選択したのが 1 者（約 8%）、「6～7 か月」を選択したのが 1 者（約 8%）であった（図 III-3-TW-5）。

表 III-3-TW-1 によれば、台湾で PPH を利用した際のファーストアクションまでの平均期間は、2.0 か月であり、全案件のファーストアクションまでの平均期間は 26.4 か月である。本調査結果では、ファーストアクションまでの期間を範囲で回答してもらったため平均値は計算できないが、仮に、「1 か月以内」とした回答を 0.5 か月、「2～3 か月」とした回答を 2.5 か月、「4～5 か月」とした回答を 4.5 か月、「6～7 か月」とした回答を 6.5 か月として平均を計算すると、約 2.3 か月という結果であった。国内ユーザーの回答から得られたファーストアクションまでの平均期間と統計情報の平均期間とはほぼ整合していることがわかる。また、台湾における全案件のファーストアクションまでの平均期間と比べると、PPH を利用することで早期にファーストアクションを得ることができていることがわかる。

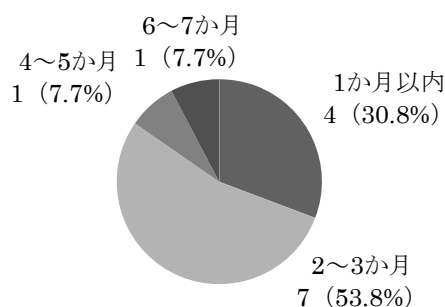


図 III-3-TW-5 台湾で PPH を利用した際のファーストアクションまでの期間 (N=13、無回答=208)

査定までの期間について、「1 か月以内」を選択したのが回答者 13 者中 2 者（約 15%）、「2～5 か月」を選択したのが 8 者（約 62%）、「6～10 か月」を選択したのが 2 者（約 15%）、「15 か月以上」を選択したのが 1 者（約 8%）であった（図 III-3-TW-6）。

表 III-3-TW-1 によれば、台湾で PPH を利用した際の査定までの平均期間は、4.73 か月であり、全案件の査定までの平均期間は 35.4 か月である。本調査結果では、査定までの期間を範囲で回答してもらったため平均値は計算できないが、仮に、「1 か月以内」とした回答を 0.5 か月、「2～5 か月」とした回答を 3.5 か月、「6～10 か月」とした回答を 8 か月、「15 か月以上」とした回答を 17 か月として平均を計算すると、約 5.37 か月という結果であった。国内ユーザーの回答から得られた査定までの平均期間は、統計情報の平均期間と比べるとやや長期化しているようであった。また、台湾における全案件の査定までの平均期間と比べると、PPH を利用することで早期に査定を得ることができていることがわかる。



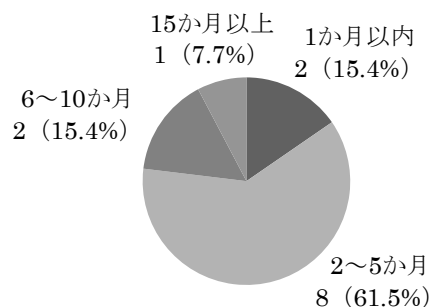


図 III-3-TW-6 台湾で PPH を利用した際の、査定までの期間 (N=13、無回答=208)

オフィスアクションの回数について、「0回」(拒絶なし)を選択したのが回答者12者中3者(25%)、「1回」を選択したのが9者(75%)であった(図 III-3-TW-7)。

表 III-3-TW-1 によれば、台湾で PPH を利用した際のオフィスアクションの平均回数は0.62回であり、全案件の平均回数は1.00である。本調査結果から計算されるオフィスアクションの平均回数は、0.75回であった。国内ユーザーの回答から得られたオフィスアクションの平均回数と統計情報の平均回数とはおおむね整合していることがわかる。また、台湾における全案件のオフィスアクションの平均回数と比べると、PPH を利用することでオフィスアクションの回数を減らすことができる可能性があることがわかる。

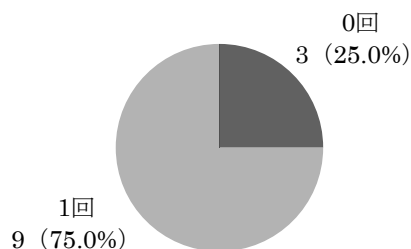


図 III-3-TW-7 台湾で PPH を利用した際のオフィスアクションの回数 (N=12、無回答=209)

特許率について、「30~40%」を選択したのが回答者12者中1者(約8%)、「70~80%」を選択したのが2者(約16%)、「90%以上」を選択したのが9者(75%)であった(図 III-3-TW-8)。

表 III-3-TW-1 によれば、台湾で PPH を利用した際の特許率は95%であり、全案件の特許率は63%である。本調査結果では、特許率を範囲で回答してもらったため平均値は計算できないが、仮に、「30~40%」とした回答を35%、「70~80%」とした回答を75%、「90%以上」とした回答を95%として平均を計算すると、約87%であった。国内ユーザーの回答から得られた特許率の平均は、統計情報の特許率よりやや低い値であった。また、台湾における全案件の特許率と比べると、PPH を利用した案件は高い特許率を示すことが

わかる。

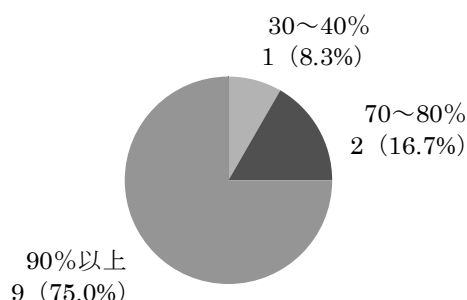


図 III-3-TW-8 台湾で PPH を利用した際の特許率 (N=12、無回答=209)

#### (v i) PPH 制度の改善要望

国内ユーザーから、次の改善要望が聞かれた。

- ・ 時期的要件の緩和（公開要件の廃止）をして欲しい。（機械製造業）
- ・ PCT に加盟し、PCT-PPH を利用可能とするか、第二庁の審査結果を利用可能にして欲しい。（その他の製造業）

#### (8) 総括

以上の結果を踏まえて台湾における PPH の利用に関する調査の総括をする。

国内ユーザーは、PPH のメリットである早期審査や拒絶対応費用の削減等を目的に PPH を利用している。申請書類の作成や要件の確認、代理人への指示などのために通常案件にはない新たな負担が発生している。時期的要件の緩和や PCT 加盟を求める声などは聞かれたが、PPH の利用で困った事例は特に挙げられなかった。回答者が少なかったが、費用対効果（コストメリット）はあると考えられる。また、国内ユーザーの統計情報では、PPH を利用することで、台湾出願の全案件の平均よりも、高い特許率、短期の審査期間・査定期間、少ないオフィスアクション数を示すことがわかった。PPH の改善要望として、公開要件の廃止や PCT-PPH への参加が挙げられた。

表 III-3-TW-3 に、PPH ポータルサイトに公開されている統計情報と本調査研究で試算した参考値を示す。

表 III-3-TW-3 台湾における PPH の統計情報 (括弧内の数字は、本調査研究で試算した参考値である)

	PPH を利用した案件		全案件
	通常型 PPH	PCT-PPH	
特許率 (%)	95 (87)		63
拒絶理由なしでの特許率 (%)	40		7.7
PPH 申請からファーストアクション までの平均期間 (月)	2 (2.3)		26.4
PPH 申請から査定までの平均期間 (月)	4.73 (5.37)		35.4
オフィスアクションの平均発行回数 (回)	0.62 (0.75)		1

【台湾】

	国内ユーザー	海外法律事務所		
PPH を利用 した理由、 場面	(回答者 30 者) ・早期審査をしたかったから。 : 20 者 (66.7%) ・拒絶対応費用の削減をしたかったから。 : 17 者 (56.7%) ・特許査定率を向上させたかったから : 10 者 (33.3%)			
PPH の 申請・運用 等で困った 事例	■通常型 PPH (回答者 18 者) ・ PPH であるにもかかわらず、独自の審査をされた ／しているように感じた。 : 4 者 (22.2%) ・ オフィスアクションの回数が想定よりも多かつ た。 : 3 者 (16.7%)			
改善要望	公開要件の廃止、PCT-PPH への参加			
PPH の効果	統計情報を示す。数字は PPH ポータルサイトに開示されている統計情報であり、括弧内の数字は本調査 研究で試算した参考値である。			
		PPH を利用した案件		全案件
		通常型 PPH	PCT-PPH	
		特許率 (%)	95 (87)	63
		拒絶理由なしでの特許率 (%)	40	7.7
		PPH 申請からファーストアクションまでの 平均期間 (月)	2 (2.3)	26.4
		PPH 申請から査定までの平均期間 (月)	4.73 (5.37)	35.4
		オフィスアクションの平均発行回数 (回)	0.62 (0.75)	1